

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年6月4日（金）午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 農業委員13名、推進委員4名

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鷯山 久雄	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 なし

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議案第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議案第2号 農地法第5条規定による申請の件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

議案第6号 その他

1) 畑作転換申請承認について

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地一時転用願いの件

報告第3号 公共転用の通知の件

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁

## 7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から6月の定例委員会をはじめます。本日の出席委員は13名出席頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。また、推進委員さんも4名出席いただいております。

(あいさつ)

議長 それでは、議事日程第1、議事録署名委員の指名についておはかり致します。私から指名させて頂くことに異議ございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に10番、奥本委員と11番、本郷委員のお二人を指名します。

また、議事日程、第2、会議書記の指名につきましては、事務局の東浦局長を指名しますのでよろしくお願い致します。

それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、使用貸借権の設定による申請でございます。

番号1番、申請地、大字野口□□□番1(田) □□□□㎡、  
大字野口□□□番(田) □□□㎡、合計2027㎡、

借受人、大字野口、□□□□、貸出人、大字野口、□□□□、使用貸借権の設定で、借受人の耕作地面積は、2027㎡と下限面積はみたしております。

以上、第1号議案につきましては、1件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。まず、借受人が権利取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、いずれも現在保有されている農地の管理状況、機械の保有状況、世帯員数、及び取得する農地も含めたすべての農地は適正に管理されており、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。次に、借受人が取得後も耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請書の内容、本人および農家支部からの聴取によりまして、農業上の総合的利用には、いずれも従来どおり支障がないものと考えます。

以上、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長

ご質問等がないようですので、採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を所有権移転の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字奥田□□□番1(田) □□□㎡、

譲受人、旭北町、□□□□□□□□□、譲渡人、大字西坊城、□□□□  
売買による所有権移転で、露天資材置場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第3番目、県営奥田団地より□□に約□□□mのところ。申請に伴う書類等は具備致しております。以上、第2号議案につきましては、1件の申請でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは、農地部会の審議内容の報告をさせていただきます。

番号1 □□□□□□□□□の申請です。

現況は、畑として耕作されています。

周囲の状況は、北側は宅地 南側は水路 東側は道路 西側は農地です。

現状のまま整地し、土砂の流出がないように造成されます。

隣接農地の方や奥田水利組合からも同意を得ています。

雨水は自然浸透で南側の既設水路に排水されます。

周囲への被害はないものと思われ。ます。

農地部会では妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、報告終わります。

議 長 　ただ今、農地部会長より報告いただきましたが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 　それでは説明させていただきます。

番号1 農地区分につきましては、街を形成している区域の宅地の占める割合が40パーセントを超えており、第3種農地と判断致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約2ヶ月で完成予定とされていますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この第2号議案について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

議 長 　他にご意見、ご質問などございませんか。

ご質問等ないようですので、採決致します。第2号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、第2号議案は県へ送付することに決定致します。

それでは、続いて議第3号を議題と致します。中江委員さんと上田委員さんの親族が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。

米田推進委員さんにつきましては、議決権に影響がございませんので、退席の必要はございません。

(中江委員・上田委員 退席) 事務局より説明願います。

事務局 　議案書2ページです。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定に

よる農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、葛城市、□□□□、  
利用権を設定する者、大字松塚、□□□□、  
利用権を設定する農地、大字松塚 □□□番1(田) □□□m<sup>2</sup>  
同じく大字松塚 □□□番 (田) □□□m<sup>2</sup>  
同じく大字松塚 □□□番 (田) □□□m<sup>2</sup>

合計面積3178m<sup>2</sup>です。

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、期間は令和3年7月1日から令和6年6月30日までの3年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、磯野町、□□□□

利用権を設定する者、南本町、□□□□

利用権を設定する農地、大字東中□□番1(田) □□□□m<sup>2</sup>、

使用貸借権の設定により水稻を作付けしての利用で、利用期間は、市公告日翌日より令和6年4月30日までの約3年間でございます。

整理番号3番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□

利用権を設定する者、大字根成柿、□□□□

利用権を設定する農地、大字根成柿□□番1(田) □□□□m<sup>2</sup>、

使用貸借権の設定により水稻を作付けしての利用で、利用期間は、市公告日翌日より令和6年4月30日までの約3年間でございます。

整理番号4番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□

利用権を設定する者、大字根成柿、□□□□

利用権を設定する農地、大字根成柿□□番1(田) □□□□m<sup>2</sup>、

大字根成柿□□番 (田) □□□□m<sup>2</sup>、

合計2527m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定により水稻を作付けしての利用で、利用期間は、市公告日翌日より令和6年4月30日までの約3年間でございます。

整理番号5番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□

利用権を設定する者、櫃原市、□□□□

利用権を設定する農地、大字根成柿□□番 (田) □□□□m<sup>2</sup>、

大字根成柿□□番1(田) □□□m<sup>2</sup>

合計面積1896m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定により水稻を作付けしての利用で、利用期間は、市公告日翌日より令和6年4月30日までの約3年間でございます。

整理番号6番、利用権の設定を受ける者、大字松塚、□□□□

利用権を設定する者、大字松塚、□□□□

利用権を設定する農地、大字松塚□番(田) □□□□m<sup>2</sup>、

使用貸借権の設定により野菜を作付けしての利用で、利用期間は、市公告日翌日より令和9年5月31日までの約6年間でございます。

整理番号7番、利用権の設定を受ける者、大字松塚、□□□□

利用権を設定する者、上牧町、□□□□

利用権を設定する農地、大字松塚□□□番 (田) □□□㎡、  
大字松塚□□□番3 (田) □□□㎡、  
大字松塚□□□番 (田) □□□㎡

合計面積2701㎡、使用貸借権の設定により水稻を作付けしての利用で、利用期間は、市公告日翌日より令和9年5月31日までの約6年間でございます。

整理番号8番、利用権の設定を受ける者、大字曾大根、□□□□

利用権を設定する者、蔵之宮町、□□□□□

利用権を設定する農地、大字西坊城□□□番(畑) □□□㎡、

使用貸借権の設定により野菜を作付けしての利用で、利用期間は、令和3年8月1日より令和6年7月31日までの3年間でございます。

整理番号9番、利用権の設定を受ける者、大字秋吉、□□□□

利用権を設定する者、大字秋吉、□□□□□

利用権を設定する農地、大字秋吉□□□番1 (田) □□□㎡、

使用貸借権の設定により水稻を作付けしての利用で、利用期間は、市公告日翌日より令和13年5月31日までの約10年間でございます。

整理番号10番、利用権の設定を受ける者、大字秋吉、□□□□

利用権を設定する者、大字秋吉、□□□□□

利用権を設定する農地、大字秋吉□□□番7 (田) □□□㎡、

使用貸借権の設定により水稻を作付けしての利用で、利用期間は、市公告日翌日より令和13年5月31日までの約10年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しましてその旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

議 長 ご質問などがないようですので、採決致します。それでは、議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3号議案につきましては、農業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

それでは、中江委員さん上田委員さんの入室、着席をお願いします。

(中江委員・上田委員 着席)

次に議第4号を議題と致します。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 議第4号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明致します。農業委員会等に関する法律の改正により、「農地の利用の最適化の推進」すなわち、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の利用集積・集約化、新規参入促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進が農業委員会の必須事務となったところ

です。また、農地等の最適化の推進の公正な実施と各現場での農地利用最適化推進委員の活動の整合性を確保するため、農業委員会は「農地の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように努めなければならないこととされております。平成29年度8月に最初の指針が定められました。

昨年委員の改選がございましたので、新体制の元、活動指針の検証と見直しを行っていただくため、今回議案とさせていただきます。

別添の、大和高田市農業委員会「農地の利用の最適化の推進に関する指針」をご覧ください。検証と見直し頂く箇所をご説明申し上げます。

(説明)

議長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手をお願い致します。

(なしの声あり)

議長 ご意見、ご質問などが無いようですので採決致します。それでは、議第4号、農地の利用の最適化に関する指針につきまして、原案通り決定させて頂いてよろしいでしょうか。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第4号につきましては、原案どおり決定致します。

(案)の文字をお消し下さい。

これにそって農業委員、推進委員の活動を行って参りたいと思いますので、指針の実現に向けてご協力よろしくお願い致します。

続きまして、議第5号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について議題と致します。

なお、この件につきましては、農政部会でご審議頂いておりますので、梅田部会長より説明をお願い致します。

部会長 説明させていただきます。活動の点検・評価並びに活動計画について2月委員会終了後の農政部会において、事務局(案)を検討致しました。活動の点検・評価(案)については、令和2年度の活動については、遊休農地解消活動にも取り組み、担い手に貸し付けし遊休農地の面積も減少してまいりました。新型コロナ渦ではありますが、それなりの活動が出来たと考えております。あとの数字につきましては、実際に成果のあった数字等を入れております。活動計画につきましては、令和2年度と同様の活動計画とさせて頂いております。内容等をご確認いただきまたご意見お願い致します。農政部会におきましては、この案のとおり議案としてお諮り頂くことに決定致しました。

以上、部会の審議結果の報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、農政部会長より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 なしとの声を頂きましたので採決致します。

それでは、議第5号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第5号につきましては、農業委員会等に関する法律 第37条に基づきまして、市のホームページ等に掲載することと致します。

事務局 次に議第6号、その他の1番を議題と致します。それでは事務局から説明願います。議第6号その他の1番畑作転換申請承認について説明致します。

番号1番、申請地、大字土庫□□□番1(田) □□□㎡

申請人、大字藤森、□□□□

場所は、調査順序表第2番目、中和幹線藤森交差点より□に約□□□mの所です。

以上、畑作転換申請の承認につきましては、1件の申請で、書類等は具備されております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき、審議頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

農地部会長 それでは報告させていただきます。

番号1 □□□□さんからの申請です。現況は、休耕されています。

約30cm程度、盛り土する計画です。

作付け計画は、季節の野菜を栽培され自己消費されとのことでした。

周囲に影響はないものと思われまます。妥当な申請であろうという審議結果でした。

以上、報告いたします。

議 長 それでは、農地部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見ご質問ないようですので採決致します。

それでは、議第6号、その他の1番、畑作転換申請を承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第6号その他の1番畑作転換申請については事務局処理に決定致します。次に議第6号その他の2番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第6号その他の2番、専決処分報告について報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件について説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、令和3年4月27日から令和3年5月25日までの届出分でございます。

番号1番、転用届出地、中今里町□□□番1(畑) □□□㎡、

中今里町□□□番2(田) □□□㎡、

中今里町□□□番(田) □□□㎡、

合計面積1641㎡、譲受人、奈良市、□□□□□□□□□□、

譲渡人、田原本町、□□□□、

転用目的は、露天資材置場で売買による所有権移転でございます。令和3年5月6日に確認委員の鬼頭委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

番号2番、転用届出地、大字土庫□□□番1(畑) □□□㎡

譲受人、樫原市、□□□□、譲渡人、土庫2丁目、□□□□  
転用目的は、露天資材置場で売買による所有権移転でございます。令和3年5月21日に確認委員の本郷委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

議 長 以上、第5条関係2件の専決処分の事後報告でございます。  
ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。  
(なしの声あり)

議 長 ご意見ご質問ないようですので、報告第1号を終わります。  
確認委員の本郷委員さん、鬼頭委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。

議 長 次に議第6号、その他の2番、報告第2号を議題と致します。  
それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局 議第6号その他2番、専決処分の報告について報告第2号、農地一時転用願いの件について説明致します。

番号1番、届出地、大字出□□番1(田)□□□□㎡の内、1000㎡、願い出人、大和郡山市、□□□□□□□、届出地所有者、大淀町、□□□□、平沼寮建て替え工事に伴う工事関係者の駐車場としての使用で期間は、令和3年6月5日から令和5年5月31日の約2年間です。

議 長 以上、農地一時転用願いにつきましては、1件の通知でございます。  
報告第2号、農地一時転用願いの件につきましては、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

次に議第6号、その他の2番、報告第3号を議題と致します。  
それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局 議第6号その他2番、専決処分の報告について報告第3号、公共転用の通知の件について説明致します。

農地法施行規則第53条第5号において、地方公共団体が当該市町村の区域内にある農地を、道路、河川、水路、その他施設等(施行規則25条第1号から第3号までにかかげる施設)の用に供するためのものは許可不要でございますが、農業委員会に通知としてお知らせ頂いているものでございます。

番号1番、転用届出地、大字西坊城□□□番5(田)□.□□㎡、  
譲渡人、大字西坊城、□□□□、転用目的は、大和高田市が道路に転用するためでございます。

議 長 以上、公共転用の通知につきましては1件の通知でございます。  
報告第3号、公共転用の通知の件については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。  
ないようでしたら、委員の皆様、大変ご苦労様でした。

これで、6月の定例委員会を終わります。



議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長            弓 場 一 郎

署名委員        奥 本 正 嗣

署名委員        本 郷 保 則